



栃木県公報

平成23年
9月27日(火)
第2312号

目次

告示

○予定保安林	739
○指定施業要件変更予定保安林	741
○土地改良区定款変更の認可	741
○道路の区域の変更	742
○道路の供用開始	743

公告

○疑似患畜の届出	744
○土地改良区役員の退就任	744

調達等公告

○落札者等の公示	745
○同	745

告示

栃木県告示第491号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 9月27日

栃木県知事 福田 富一

I

1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字深沢字北ノ台2307の1、2307の2、2308、字筑内2314の1、字西ノ内2316の1、2317から2323まで、2324の1、2327の1、2327の3、字長崎入2328の1、字鞍骨入2341から2345まで、2346の1、2346の2、2348、2349の1、2352の1、2353の1、2353の2、字練藤2354から2356まで、2357の1、2357の2、2359、2361、2363、2365から2369まで、2372から2374まで、2375の1、2376

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那須町大字寄居字豆沢2178の98、2178の116、2178の124（次の図に示す部分に限る。）、2178の

125から2178の127まで、2178の167、字東山2597の43、2597の59

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅲ

1 保安林予定森林の所在場所

芳賀郡茂木町大字小貫字萩ノ草1612、字中山2223の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ⅳ

1 保安林予定森林の所在場所

日光市小百字稲荷前785、796の1、796の2、797から800まで、801の1、801の2、802、803の1、805、806の1、806の2、807、字赤芝808から812まで、817、818、820から825まで、826の1、827から840まで、841の1、843の1、843の2、844から846まで、873、字石屋906から908まで、976、977、978の1、978の3、979の1、989、字腰越1569、字金ヶ嶽1570の1、1570の2、1574、1575、1577から1580まで、1585、1586、2550、字木戸沢1571、1573、1587から1589まで、1590の1、1591の1、1591の2、1594の1から1594の3まで、1596から1607まで、1608の1、1608の2、1609、1610、1611の1、1611の2、1612の1、1612の2、1613、1621の1、1621の2、1622の1、1625の1から1625の3まで、1632、1633、1635の1から1635の3まで、1636、1639の1、1639の2、1640の1、1641から1649まで、1651から1653まで、字日向倉2503、2538から2540まで、2543から2545まで、2547から2549まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第492号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月27日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年9月27日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
栃 窪 土 地 改 良 区	平成23年 9 月12日

(農地整備課)

栃木県告示第494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年 9 月27日から同年10月26日まで一般の縦覧に供する。

平成23年 9 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 400号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前A	那須塩原市塩原字福渡243-6 から 那須塩原市上塩原字宮島113-6 まで	6.5~204.4	5,368.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須塩原市塩原字福渡1079-2 から 那須塩原市上塩原字宮島113-6 まで	12.0~57.1	2,717.0	
	後A	那須塩原市塩原字福渡243-6 から 那須塩原市上塩原字宮島113-6 まで	6.5~204.4	5,368.0	
	後B	那須塩原市塩原字福渡243-6 から 那須塩原市上塩原字宮島113-6 まで	12.0~45.0	5,484.0	

II

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 藤原塩原線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
19	前	那須塩原市中塩原字谷地畑1123-3 から 那須塩原市中塩原字谷地畑1123-5 まで	15.2 ~ 18.3	65.0	
	後	那須塩原市中塩原字谷地畑1123-3 から 那須塩原市中塩原字谷地畑1123-5 まで	16.1 ~ 19.3	65.0	

III

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 雀宮停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
112	前	宇都宮市雀の宮 1 丁目392-6 から 宇都宮市雀の宮 3 丁目306-1 まで	8.1~8.4	346.0	

	後	宇都宮市雀の宮1丁目350-1から 宇都宮市雀の宮3丁目306-1まで	19.0	298.0	
--	---	--	------	-------	--

IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮船生高德線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
325	前A	宇都宮市篠井町1254-1から 宇都宮市篠井町1256-1まで	8.3~13.0	62.4	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	宇都宮市篠井町1254-1から 宇都宮市篠井町1256-1まで	12.8~16.8	57.5	
	後	宇都宮市篠井町1254-1から 宇都宮市篠井町1256-1まで	12.8~16.8	57.5	

V

道路の種類 県道

路線名 一般県道 矢板塩谷線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
328	前	矢板市高塩字五斗蒔180-2から 矢板市高塩字星ノ宮155-3まで	11.0~19.6	154.7	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	矢板市高塩字五斗蒔180-2から 矢板市高塩字星ノ宮155-3まで	11.0~19.6	154.7	
	後B	矢板市高塩字五斗蒔180-2から 矢板市高塩字星ノ宮155-3まで	9.2~15.5	164.4	

栃木県告示第495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年9月27日から同年10月26日まで一般の縦覧に供する。

平成23年9月27日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道400号	那須塩原市中塩原字小田ケ市1120-2から 那須塩原市上塩原字宮島113-6まで	平成23年9月29日 午後3時
	一般国道400号	那須塩原市関谷字西山1425-1から 那須塩原市関谷字西山1425-1まで	平成23年9月29日 午後3時
	一般国道400号	那須塩原市上塩原字宮島5-3から 那須塩原市上塩原字宮島113-6まで	平成23年9月27日
19	主要地方道 藤原塩原線	那須塩原市中塩原字谷地畑1123-3から 那須塩原市中塩原字谷地畑1123-5まで	平成23年9月29日

(道路保全課)

公 告

○疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年 9 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発生日月日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	疑似患畜	2頭	鹿沼市	平成23年 9 月14日	隔離中
ヨーネ病	牛	疑似患畜	4頭	那須塩原市	平成23年 9 月15日	隔離中

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 9 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
栃 窪 土地改良区	理 事	松島 善一		鹿沼市栃窪346	23. 3 .31	
	〃	菊地 勝		〃 〃 299	〃	
	〃	大塚甚吾郎		〃 〃 977-10	〃	
	〃	藤沼 崇男		〃 〃 776- 2	〃	
	〃	大塚 琢美		〃 〃 568	〃	
	〃	吉澤宏伊喜		〃 〃 797	〃	
	〃	藤沼 守		〃 〃 851	〃	
	〃	大塚 健二		〃 〃 867	〃	
	〃	渡邊 克浩		〃 〃 18	〃	
	〃	藤野 光郎	藤野 光郎	〃 〃 1197- 1	〃	23. 4 . 1
	〃		早乙女 勝	〃 〃 326- 2		〃
	〃		菊地 崇	〃 〃 211		〃
	〃		阿部 誠一	〃 〃 996- 1		〃
	〃		若井 昭男	〃 〃 54		〃
	〃		藤沼 俊一	〃 〃 1029- 3		〃
	〃		渡邊 敬一	〃 〃 566		〃
	〃		松島 隆一	〃 〃 1104		〃
〃		吉澤 修一	〃 〃 900- 2		〃	

監 事	渡辺 信剛		鹿沼市栢窪 5	23. 3 .31	
〃	梅澤 茂夫		〃 〃 758	〃	
〃	川出 進	川出 進	宇都宮市福岡町476	〃	23. 4 . 1
〃		大塚 健二	鹿沼市栢窪867		〃
〃		菊地ヨシ子	〃 〃 465- 4		〃

(農地整備課)

調 達 等 公 告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- 1 ①マロニエ21ネット用プリンタ 273台 ②栃木県経営管理部情報システム課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成23年9月1日 ⑤日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥21,609,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年7月15日 ⑨最低価格
- 2 ①自動製図機械（CAD） 一式 ②栃木県産業労働観光部労働政策課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成23年8月25日 ⑤日通商事株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市駅前通り1-2-5 ⑥64,522,080円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年7月8日 ⑨最低価格
- 3 ①情報ネットワークシステム用機器賃貸借 一式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成23年8月31日 ⑤日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1 ⑥65,772,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成23年7月8日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年9月27日

栃木県下水道管理事務所長 堀 江 満

〔掲載順序〕

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- ①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号）購入見込数量 268kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成23年8月24日 ⑤カメイ株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市東築瀬1-28-1 ⑥66,465円（1kℓ単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成23年2月4日 ⑨最低価格

(会計局管理課)